

八幡平市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和7年11月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和7年12月25日

八幡平市監査委員 村山巧

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期日	対象課等	時間	場所
令和7年 11月10日(月)	税務課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	文化スポーツ課	13:15 ~ 16:30	
11月11日(火)	健康こども課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	地域福祉課	13:15 ~ 16:30	
11月13日(木)	学校給食センター	9:30 ~ 11:00	各学校
	図書館	11:00 ~ 12:00	
	教育総務課・教育指導課	13:15 ~ 16:30	
11月14日(金)	西根中学校	10:00 ~ 11:30	各学校
	寺田小学校	13:15 ~ 14:45	

第2 監査執行者

監査委員 村山巧

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和7年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

(各学校)

定期監査（学校）概要調書、学校取扱予算の執行状況、郵券残高等調、職務に関連した現金等の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況

(健康こども課)

公立保育所の状況、私立保育所の状況、学童保育クラブの状況

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、岩根修象監査委員は体調不良のため、当該監査に従事しなかった。

（1）文化スポーツ課

① 保守点検報告書に記載の施設名称の不整合について【意見又は留意事項】

令和7年度の岩手県営スキージャンプ場モノレール保守点検業務について、受注業者から市に提出された保守点検報告書の内容を確認したところ、当該業務委託契約書の名称は「岩手県営ジャンプ場モノレール保守点検業務」であるのに対して、同報告書の施設名称は「岩手県営ジャンプ場スロープカー設備」となっている。また、当該契約書の仕様書にも「モノレール」という名称で記載されており、「スロープカー」という名称は使用されていない。このことについて、同課は、「スロープカー」という名称は、別名「斜面走行モノレール」として、製造企業でもある受託業者の登録商品名となっており、どちらも同一の施設を表す名称であると考えている、とのことであるが、委託契約書に記載されている委託物件の名称と保守点検報告書に記載されている物件の名称が異なることは本来あってはならないことであり、両者の名称に整合性を持たせる必要がある。従って、本件の場合の受注業者の保守点検報告書の名称としては「モノレール」を前面に出し、例えば「モノレール（スロープカー）」などと記載されるべきである。今後においては、保守点検報告書に記載する名称を委託契約書の名称と整合性の取れるものにするよう受注業者に要請されたい。

(2) 健康こども課

① 助成金の歳入予算計上の失念について【意見又は留意事項】

令和7年5月15日に市の収入となっている一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金24,775,500円について、監査調書の予算執行状況(歳入)に関して、調定額と収入済額の欄に同額の金額が記載されているのに、予算計上欄に予算措置額が記載されていないので、その理由を同課に確認したところ、本来であれば、令和7年度の9月補正予算に計上すべきであったがこれを失念してしまったので12月補正予算に計上することとした、との説明があった。令和7年度に企画財政課が出している「当初予算要求要領」第2の歳入に関する事項の3に、「前年度予算のみの確認とせず(中略)収入が見込まれるものについては、予算要求してください。」とあることから、当初予算における予算要求に限らず、年度途中において調定を行ったものについても補正予算要求を行い歳入予算として計上すべきと思慮される。また、当該助成金は2千万円を超える大きな金額であることから、一般会計の歳入予算としての財源確保に資する観点からも、9月補正予算での措置を講ずるべきであった。今後においては、適時適切に予算計上を行うように努められたい。

(3) 地域福祉課

① 委託業務における受託業者の再委託及び請負発注について【注意事項】

令和7年6月6日付けで市が委託契約を締結した「綿帽子温泉館既設揚湯ポンプ引上げ点検業務」について、仕様書に記載の「孔内カメラ調査工」に関する業務を受託業者が自ら実施したか否かを同課に確認したところ、耐圧カメラや耐熱カメラ、500メートル対応のワインチケーブルなどの工事機材の不保持や孔内カメラによる調査能力がないなどの技術上の問題により、受託業者のみでは対応できなかつたことから第三者に当該工種を請け負わせたとの説明があった。当該業務委託契約書には受託業者による第三者への再委託や請負に関する条項は設けておらず、第27条に「契約外の事項」として、「この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して定める。」とあるが、同課は、受託業者が「孔内カメラ調査工」を第三者に請負に出したことについて、「承知したもの」であると言ってはいるものの、当該条項に基づいた市と受託業者の間での書面による協議は行われていない。これは、第三者への請負を「口頭による承認」で済ませたものであり、業者からの協議と同課が承認した内容については、少なくとも、口頭受付処理を行い、所属長決裁にしておくべきであった。

なお、再委託等を行う場合の規定については、「八幡平市契約規則」には規定されていない。一方、内部情報システム(ガルーン)には、「土木設計業務等委託契約約款」としての「ひな形」が掲載されており、この中に、「一括再委託等の禁止」として第7条に受注者による業務の全部や主たる部分の第三者への委任又は請負を禁じる内容に加えて、委任又は請け負わせる場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならないといった内容が記載されている。本件の場合は、そもそも、当該受託業者には、初めから受託した業務のすべてを自力で遂行する能力がなかつたことになるので、市は、業者の選定に当たっては、事前にその能力を適切に把握たうえで、必要に応じて、当該「ひな形」の第7条の内容を委託契約書に反映させて契約を行うとともに、受託業者に対する適宜・適切な指導と業務執行上の書類作成を適時・適切に行う必要がある。今後においては、委託業務を適切に執行するように努められたい。

② 多額の繰越金を計上している補助事業団体への補助金交付のあり方について【意見又は留意事項】

市が補助金を交付している八幡平市老人クラブ連合会の令和6年度の収支決算書の内容を見ると繰越額が1,035,745円と多額に上っているのに、市は、当初、バス借り上げ金などを合わせて933,200円の補助金を概算払いにより交付したが、その後、活動実績に基づく補助金額の減額措置を行い142,300円を返還させた結果、補助金の交付額は790,900円となっている。また、令和7年度の収支予算書を見ても、繰越額が874,565円となっており、市は、前年度より16万円ほど多い952,400円の補助金を概算払いにより交付している。令和6年度と令和7年度の同連合会の自主財源となる会費は、それぞれ205,000円、215,000円となっていることから、繰越金の大宗は市の補助金であると思慮される。このように、多額の繰越金の計上が常態化している状況にあるので、このような団体に対しては、あらかじめ実施事業等の内容を精査し、補助金支出の必要性や妥当性などを検証したうえで、適切な補助額を算定して交付するようにされたい。

(4) 教育総務課

① 遊具点検業務（小学校分）の結果報告に対する対応について【意見又は留意事項】

令和7年度の「遊具点検業務（小学校分）」について、同業務の点検報告書の内容を確認したところ、添付写真の中に、鉄棒の下の土の上に木の根が露出しているものや経年劣化によるとみられる遊具接合部の金具類の腐食など、「危険と診断された遊具」が多数あった。この結果を踏まえての対応方針を同課に尋ねたところ「予算の確保が難しく、点検業務で指摘を受けた遊具を修繕することは難しい」とのことであった。特に小学校における遊具は、常日頃、育ち盛りの子どもたちが遊具での遊びを通じて、バランス感覚や身体能力を高めるための重要な役割を担っていると思慮されるので、安全安心な学校教育環境の保持はもとより、未来を担う子供たちのためにも「危険と診断された遊具」を修繕するための予算の確保に努め、修繕作業を計画的に進められたい。

(5) 教育指導課

① 預金通帳における出金内容の未記帳について【意見又は留意事項】

八幡平市キャリア教育推進協議会の預金通帳を確認したところ、金融機関で自動的に記帳されている箇所以外、出金内容が預金通帳に記帳されていない。出金内容が分からぬいため、その都度、帳簿等と照合してその内容を確認しなければならず、事務的に不効率である。また、出金内容を「見える化」することにより、日頃の資金管理業務においても合理的である。今後は、金融機関による自動記帳がされていない箇所については、手書きによる記帳を励行されたい。

(6) 西根中学校

① 理科薬品受払簿の訂正印処理について【意見又は留意事項】

理科薬品の薬品受払簿を確認したところ、記載内容を見消し線で訂正している箇所が複数見受けられたが、これらの箇所には訂正印が押印されていないため、誰が訂正したのかわからぬ。薬品受払簿は、劇物を含む薬品及び危険物を適正に管理するための重要な帳簿なので、今後においては、見消し線等で訂正した場合は、訂正した者が直接訂正印を押印するとともに、市教育委員会が令和3年1月に策定し、市内の各学校に通知している「理科室及び

理科準備室の安全管理マニュアル」に基づいて、より適切な管理に努められたい。

(7) 寺田小学校及び市教育委員会

① 理科薬品管理簿による理科準備室等の鍵の管理方法の統一について【意見又は留意事項】

市教育委員会が令和3年1月に策定した「理科室及び理科準備室の安全管理マニュアル」によると「理科室及び準備室、薬品庫の鍵は、職員室の鍵管理ボックスにおいて管理し、使用者がその都度鍵の管理簿等に記載し、鍵を使用すること」とされている。しかし、鍵の使用実態を確認したところ、管理簿による管理ではなく、職員室内の鍵保管庫脇のホワイトボードに、鍵を使用する者がその都度記載する形で行っているとのことであった。しかし、この方法では、いつ、誰が鍵を使用したかなどの履歴が残らないことから、鍵の管理上問題がある。今後においては、上記マニュアルに基づいて、管理簿による鍵の管理を適切に行われたい。

また、上記マニュアルには「管理簿等に記載し」と記載されており、「等」があることにより、管理簿以外のものを用いる選択肢もあると解釈されるので、使用者の履歴が確認できる管理簿による管理方法に統一することを市教育委員会において検討されたい。